4　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、物品の製造等を希望する者にあっては別記２の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、建設工事を希望する者にあっては総合評定値通知書の総合評定値(P)を付与数値とし、測量・建設コンサルタント等を希望する者にあっては別記３の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記４の区分に基づいて格付けする。

5　資格審査結果の通知　「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等）する。

6　資格の有効期間

⑴　物品の製造等契約については、令和７年４月１日から令和10年３月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから令和10年３月31日までとする。

⑵　建設工事等契約については、令和７年４月１日から令和９年３月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから令和９年３月31日までとする。

7　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧、及び資格審査に関する照会は別表の申請場所で行う。また、インターネットのホームページにアクセスし、閲覧することもできる。

https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/ippankyousousankashikaku.html

8　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

⑴　今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、申請を行うことができる。

⑵　令和７・８・９年度物品の製造等に係る競争契約の参加資格を有する者、令和７・８年度建設工事等に係る競争契約の参加資格を有する者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の申請を行うことができる。

⑶　更生手続等開始決定者であって、再度の申請を行わないときは、競争参加資格が取り消される場合がある。

9　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の⑴から⑸までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑴　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

⑵　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

⑶　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

⑷　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑸　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

10　その他

⑴　次の場合には、建設工事の申請ができないものとする。

①　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

②　経営事項審査において、総合評定値通知を受けていない場合

⑵　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等、物品の製造等）」に次に掲げる書類各１部を添え、申請場所に速やかに提出すること。なお、変更届の入手方法は申請書と同じ。

①　「本社(店)住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」の場合は、登記事項証明書（法人の場合）又はその写し、又は変更項目を確認できる書類又はその写し（個人の場合）

②　物品の製造等の「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格審査結果通知書の写し

なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表と申請書様式の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄と同様の記載をした適宜様式

③　建設工事の「競争参加資格希望業種区分」の場合は、資格審査結果通知書の写し及び総合評定値通知書

④　測量・建設コンサルタント等の「競争参加資格希望業種区分」の場合は、資格審査結果通知書の写し及び申請書様式の「直前２ヶ年間の年間平均実績高」の欄と同様の記載をした適宜様式

別記１　申請書の申請場所及び配布場所

申請場所・配布場所　国立研究開発法人水産研究・教育機構本部　総務部調達課契約第２担当

〒221―8529 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町１－１－25　ＧＲＣ横浜ベイリサーチパーク６階　電話045―277―0133

配布場所

⑴　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所札幌拠点　管理チーム

〒062―0922 北海道札幌市豊平区中の島２条２－４－１　電話011―822―2176

⑵　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所釧路拠点　管理チーム

〒085―0802 北海道釧路市桂恋116　電話0154―92―1709

⑶　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所塩釜拠点　管理チーム

〒985―0001 宮城県塩釜市新浜町３―27―５　電話022―363―1997

⑷　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所　管理部門管理課

〒236―8648 神奈川県横浜市金沢区福浦２―12―４　電話045―788―7624

⑸　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所新潟拠点　管理チーム

〒951―8121 新潟県新潟市中央区水道町１―5939―22　電話025―228―0457

⑹　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所廿日市拠点　管理チーム

〒739―0452 広島県廿日市市丸石２―17―５　電話0829―55―3613

⑺　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所　管理部門管理課

〒851―2213 長崎県長崎市多以良町1551―８　電話095―860―1609

⑻　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所南勢拠点　管理チーム

〒516―0193 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422－１　電話0599―66―1887

⑼　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所神栖拠点　管理チーム

〒314―0408 茨城県神栖市波崎7620―７　電話0479―44―5932

⑽　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校　校務部会計課用度係

〒759―6595 山口県下関市永田本町２―７－１　電話083―227―3825

別記２　付与数値（物品の製造等）

〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値（左側が物品の製造、右側が物品の製造以外の付与数値）を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕

⑴　年間平均（生産・販売）高

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率

140％以上		：10
120％以上	140％未満	：８
100％以上	120％未満	：６
100％未満		：４